

「成瀬ダム建設事業マネジメント委員会」を開催

～10月13日（木） 成瀬川交流館～

成瀬ダム工事事務所では、事業実施状況・進捗状況等について、第三者の意見を求めて、今後の事業費監理や工程監理の一層の充実を図ることを目的として、平成 28 年度の「成瀬ダム建設事業マネジメント委員会」を下記のとおり開催します。

記

1. 日 時：平成 28 年 10 月 13 日（木） 15：00～17：00
2. 開催場所：雄勝郡東成瀬村 東成瀬村役場地域交流センター成瀬川交流館
3. 主 催：成瀬ダム工事事務所
4. 内 容：事業の実施状況報告等
5. 一般及び報道関係者の傍聴について
委員会の傍聴は、議事に入る前までとさせていただきます。
なお、委員会終了後に議事内容について説明させていただきます。
報道機関の取材中は社名腕章等の着用をお願いします。

添付資料：趣意書、議事次第、委員名簿、会場位置図、傍聴規定

発表記者会：秋田県政記者会、横手記者会、秋田魁新報社大曲支局・湯沢支局

問い合わせ先

国土交通省 東北地方整備局 成瀬ダム工事事務所
〒012-0862 湯沢市関口字上寺沢 6 4 - 2
電話番号：0 1 8 3 - 7 3 - 4 0 2 6 (代表)

副 所 長 しょうじ 庄子 かつみ 克実 (内線 2 0 4)

工務課長 あべ 阿部 みつひで 光秀 (内線 3 1 1)

成瀬ダム建設事業マネジメント委員会

趣 意 書

雄物川は 秋田、山形県境に位置する大仙山に源を発し日本海に注ぐ幹川流路延長 133km、流域面積 4,710km² の一級河川である。成瀬ダムは雄物川水系皆瀬川の右支川成瀬川の上流、雄勝郡東成瀬村椿川地内に建設される多目的ダムである。

雄物川の流域は幾度となく大きな洪水被害に見舞われており、特に昭和 47 年 7 月には戦後最大規模の洪水があり、この洪水をきっかけに河川の改修計画が見直された。その後、平成 6 年の「雄物川水系工事实施基本計画」の改定により成瀬ダムが上流ダム群の 1 つに位置付けられた。また、たびたび発生する沿川の水不足が深刻な社会問題となっている。

こうしたことから、成瀬ダムは治水機能と、流水の正常な機能の維持、かんがい用水、水道用水、発電の利水機能を持つ多目的ダムとして計画されている。

ダム建設事業は、多種で長期に渡る工程と多額の事業費を必要とするプロジェクトである。その間に事業進捗や社会情勢の変化により、事業内容の変更およびそれに伴う総事業費の変更が余儀なくされる事例が見受けられるところである。一方、公共事業については、一層のコスト縮減、工程遵守に取り組んでいくことが求められている。

このため、成瀬ダム建設事業全般における実施状況・進捗状況等について確認を行い、事業費・工程監理の一層の充実を図るため、本委員会を設立するものである。

成瀬ダム建設事業マネジメント委員会

日時：平成28年10月13日（木）
15：00～17：00

会場：成瀬川交流館

議 事 次 第

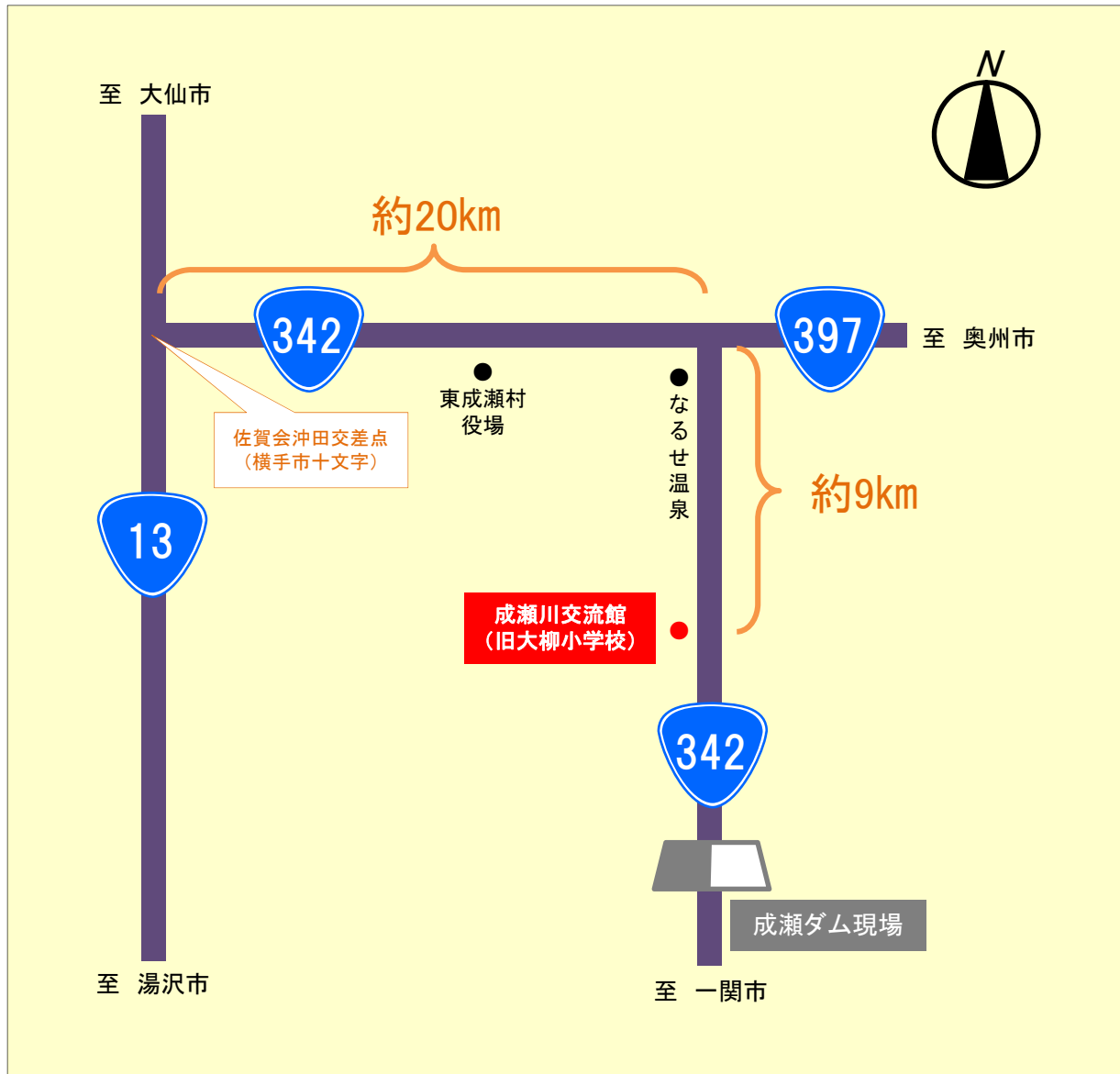
- 1 開 会
- 2 成瀬ダム工事事務所長 挨拶
- 3 委員紹介
- 4 議 事
 - (1) 平成27年度及び平成28年度の事業実施状況について
 - (2) コスト縮減について
- 5 閉 会

委員名簿

委 員		氏 名	所 属
学識者	治水	マツトモ ヒデオ 松富 英夫	秋田大学工学資源学部 教授
	経済	スマクラ マサエ 沼倉 雅枝	有限責任監査法人トーマツ シニアマネージャー
ダム専門家		ササキ カズヒデ 佐々木 一英	国立研究開発法人 土木研究所 水工研究グループ長
利水者	上水道	ナカジマ ユウジ 中嶋 勇二	湯沢市上下水道部 上下水道部長
		サトウ リョウ 佐藤 亮	横手市上下水道部 上下水道部長
		シンドウ タカオ 進藤 孝雄	大仙市上下水道部 上下水道部長兼水道局長
	発電	ホサカ シン 保坂 伸	秋田県産業労働部 公営企業課長
秋田県		オノ ヒサノブ 小野 久喜	秋田県建設部 河川砂防課長

会場位置図

■ 成瀬川交流館(旧大柳小学校)2階
秋田県雄勝郡東成瀬村椿川字大柳下村56-1



「成瀬ダム建設事業マネジメント委員会」に関する傍聴規定

1. 「成瀬ダム建設事業マネジメント委員会」は議事を除く会議について公開とする。
2. 会議の公開は、会議の傍聴を認めることにより行うものとする。
3. 会議の傍聴は、次に定めるところにより実施するものとする。
 - (1) 傍聴人は、一般傍聴人と報道関係者とする。
 - (2) 傍聴席は、一般傍聴人席と報道関係者席に区分するものとする。
 - (3) 一般傍聴人の定員は、会場の状況により委員長が判断するものとする。
 - (4) 次の事項に該当する者は傍聴席に入ることができない。
 - ア 危険な物を携帯している者
 - イ 張り紙、ビラ、プラカード、のぼりの類を携帯している者
 - ウ 酒気を帯びていると認められる者
 - エ その他、委員会の会議を妨害し、又は他人に迷惑を及ぼすおそれがあると認められる者
 - (5) 傍聴人は、静粛を旨とし、次の事項を守らなければならない。
 - ア 委員会の会議における言論に対し、拍手その他により公然と可否を表明しないこと。
 - イ 騒ぎ立てる等、委員会の会議を妨害しないこと。
 - ウ 鉢巻き、腕章の類をする等の示威的行為をしないこと。
 - エ 飲食又は喫煙をしないこと。
 - オ 他人の迷惑となる行為をしないこと。
 - カ その他、委員会の秩序を乱し、又は議事の妨害となるような行為はしないこと。
 - (6) 傍聴人は、委員会で非公開とする議題があったときは、座長の指示により速やかに退場しなければならない。
 - (7) 傍聴人は、委員会の傍聴に当たっては、委員長及び事務局の指示に従わなければならない。
 - (8) 委員長は、傍聴人が上記に違反したときは、これを退場させることができる。